

第22期第16回海区漁業調整委員会議事録

1 日時・場所

令和5年9月12日（火）午後1時45分～午後3時30分

秋田地方総合庁舎5階502・503会議室

2 出席者

委員（定数10名）

加藤 和夫、船木 律、三浦 清、齊藤 一成、腰山 公正、鎌田 誠喜、工藤 義彦、
伊藤 公男、杉本 勇助、大竹 敦（出席10名）

事務局・秋田県

事務局長（水産漁港課長）：中林 信康

事務局：奥山 忍、保坂 芽衣、高橋 佳奈

農林水産部水産漁港課：百瀬 夏実

3 議事事項

- (1) 海区漁場計画について（答申）
- (2) 漁業法第73条第2項第2号に係る免許をすべき者の審査基準について（報告）
- (3) 知事許可漁業の許可の基準について（諮問）
- (4) 知事許可漁業の制限措置の内容及び許可を申請すべき期間について（諮問）
- (5) 秋田海区漁業調整委員会指示（大増川河口域におけるさけ採捕の制限）について（協議）
- (6) 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議における資料（令和6年度要望）について（協議）
- (7) その他
 - ①知事許可漁業の一斉更新について（報告）
 - ②その他

4 開会・あいさつ

○事務局（奥山）

ただいまより、第22期第16回秋田海区漁業調整委員会を開催いたします。

現在の出席委員数は9名で、三浦委員は遅れて到着する旨の連絡をいただいております。出席委員数が過半数を超えていますので、秋田海区漁業調整委員会規程第6条に基

づき、本委員会が成立することを報告させていただきます。

それでは、はじめに加藤会長からご挨拶をお願いします。

○加藤会長

本日は残暑厳しい中、ご出席ありがとうございます。

先ほど秋田海区漁場計画の案に関する公聴会を開催しましたが、公述者なしで終了しました。これも今年2月に開催した漁業関係者への説明会を皮切りに、ヒアリングや地区説明会を積み重ねてきた結果、皆様からご理解いただいたものと感じております。

本日は、前回の委員会で漁場計画案に関する諮問を受けておりますので、これまで委員の皆様が漁業者から聞いた声なども含めて審議の上、とりまとめたいと思います。

この他の議題につきましても、進行にご協力よろしくをお願いします。

○事務局（奥山）

ありがとうございます。続きまして、事務局長であります中林水産漁港課長からご挨拶申し上げます。

○事務局長

本日はお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

先日開催された3海区連絡協議会の状況などをご紹介して、挨拶に代えさせていただきます。

8月24日に酒田市にて新潟・山形・秋田の3海区連絡協議会が開催され、会長、会長代理、齊藤委員及び私を含む事務局3名が出席いたしました。この会議の中で、山形県とのごち網漁業の入り会い操業については、山形県の委員から「この海域で操業している者は今現在いないけれども、今後もこういう機会を通じて意思疎通を図ることが大事である。」との意見をいただき、協議会の重要性を再認識したところです。

その他、クロマグロを対象とした遊漁に関する情報の周知方法、温暖化等によるハタハタ漁の不振、漁獲される魚種の変化などについて活発な意見が交わされたところです。参加された委員の皆様におかれましては、暑い中大変お疲れ様でございました。

さて、本日の議題は、先ほど会長の挨拶にもありましたが、海区漁場計画に係る答申を始め、知事許可漁業に関しては諮問が2つあるほか、大増川河口域のサケ採捕の制限に係る委員会指示に関する協議、また、来る10月に山口県で開催予定の全漁調連日本海ブロック会議に提出する要望など盛りだくさんの内容となっております。皆様ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

5 資料確認

（事務局が資料確認）

6 議事録署名委員選任

○加藤議長

それでは議事に入る前に、議事録署名委員を指名いたします。今回は大竹委員と杉本委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○大竹委員、杉本委員

はい。

7 議事

議題1：海区漁場計画について（答申）

○加藤議長

それでは議事に入ります。議題1について事務局から説明をお願いします。

○事務局（保坂）

本議題は、前回8月8日の委員会にて、秋田県知事から諮問のありました海区漁場計画の案について、委員会の意見を述べようとするものです。

海区漁場計画案については、委員会として答申するにあたり、漁業法に基づき公聴会を開催したところですが、利害関係者からの意見等の公述はありませんでした。

知事から諮問のあった海区漁場計画の案につきまして、ご審議をお願いいたします。

○加藤議長

これまでの経過も踏まえて、委員の皆様から何かご意見等ございませんでしょうか。

○委員

（発言なし）

○加藤議長

この件についてはこれまでの委員会でも質問をしてまいりましたが、他にありませんか。ないようであれば、案のとおり進めてよろしいでしょうか。

○委員

（「はい」の声）

○加藤議長

それでは、事務局から答申案をお願いします。

○事務局（保坂）

（答申案の読み上げ）

○加藤議長

ただいまの事務局の答申案でよろしいでしょうか。

○委員

（「はい」の声）

○加藤議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

○事務局（保坂）

はい。なお、海区漁場計画について、内容の変更を伴わない字句の修正については、会長一任とさせていただきます。よろしいでしょうか。

○委員

（「はい」の声）

○事務局（保坂）

ありがとうございます。

この後のスケジュールですが、予定では9月29日に海区漁場計画等を公示し、11月17日の締め切りまで免許申請を受け付けることとしております。

その後、申請書の確認や申請者の適格性の審査等を行い、12月開催予定の委員会にて、免許についての諮問、答申を予定しております。

○加藤議長

事務局からスケジュールについて説明がありましたが、よろしいでしょうか。

○委員

（「はい」の声）

議題2：漁業法第73条第2項第2号に係る免許をすべき者の審査基準について（報告）

○加藤議長

それでは次に移ります。議題2について事務局から説明をお願いします。

○事務局（保坂）

前回の委員会でご説明しましたが、同一の漁業権について免許の申請が複数あるときの審査基準を定めるため、広く県民の意見を聴くパブリックコメントを8月8日から9月8日までの期間で行ったところです。期日までに意見の提出はなく、前回の委員会にて説明した内容どおり、審査基準を定めることとします。説明は以上です。

○加藤議長

ただいまの説明についてご質問等はございませんか。この内容でよろしいでしょうか。

○委員

（「はい」の声）

○加藤議長

ありがとうございます。

議題3：知事許可漁業の許可の基準について（諮問）

○加藤議長

それでは次に移ります。議題3について事務局から説明をお願いします。

○事務局（保坂）

はじめに諮問文を読み上げます。（諮問文読み上げ）

こちらは、知事許可漁業の許可すべき数として公示した数を上回る申請があった場合

の許可の基準を定めるため、委員会のご意見をお聞きするものです。

許可の基準については、改正漁業法施行後に許可をした、たこつぼ、あわび、なまこ、小型機船底びき網漁業については既に作成済みでしたが、一斉更新にあたり、その他の知事許可漁業に適用できるよう新たに定めます。

今年の3月の委員会にて審議した小型機船底びき網漁業の許可の基準を基本として、案を作成しております。優先順位1位は実績を有する者が更新をした場合とし、2位は許可を受けている漁業者の下で経験を積み自立するために新規許可を申請する者、3位は県が実施する漁業研修に参加・修了した者とし、既存の被許可者を優先する一方、新規の申請者が参入しやすい順位付けとしております。

4位は、過去に許可を受けており、資源状況等やむを得ない理由で許可を受けていなかったが、再度許可を受けることを希望する者とし、5位は他の漁業を営んでいる実績がある者、6位は漁業従事者をして実績がある者、7位は漁業関係団体等から推薦を受けた者とし、

裏面をご覧ください。第2は、過去5年において、漁業等に関する法令違反があった者については、順位を下げることにします。

第3は、いずれの順位付けでも同順位の場合は、くじによって決定します。

最後に附則ですが、この基準は委員会で承認いただいた日を施行日とし、これまでであった基準については、この基準施行に伴い廃止することとします。ご審議よろしく願います。

○加藤議長

ただいまの説明についてご質問等がありますでしょうか。

○委員

(発言なし)

○加藤議長

何度か同じような審議をしておりますが、異議なしということによろしいですか。

○委員

(「はい」の声)

○加藤議長

それでは、事務局から答申案をお願いします。

○事務局(保坂)

(答申案の読み上げ)

○加藤議長

ただいまの事務局の答申案でよろしいでしょうか。

○委員

(「はい」の声)

○加藤議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題4：知事許可漁業の制限措置の内容及び許可を申請すべき期間について（諮問）

○加藤議長

それでは次に移ります。議題4について事務局から説明をお願いします。

○事務局（保坂）

事前送付した資料に誤りがあり、本日差替え版を配付しました。訂正部分は、本文の秋田県漁業調整規則第4条第1項第8「号」と第9「号」とすべきところ、「条」となっておりました。大変失礼いたしました。

それでは諮問文を読み上げます。（諮問文読み上げ）

公示案をご覧ください。1 制限措置の内容ですが、上段は固定式刺し網漁業、下段は建網漁業となっております、いずれもハタハタを対象とした試験操業として実施する漁業の公示となります。

上の段から説明します。漁業種類の名称は固定式刺し網漁業であり、水産動植物の種類はハタハタ、漁具の種類その他の漁業の方法は固定式刺し網、操業区域は秋田市沿岸、漁業時期は令和5年12月1日から同月31日まで、推進機関の馬力数は定めなし、船舶の総トン数は5トン未満で、これまでの試験操業の制限措置と同じ内容としております。

許可すべき漁業者の数は11、漁業を営む者の資格は、1 秋田市に住所を有する者、2 秋田県に漁船登録を有する総トン数5トン未満の船舶の所有者又は使用者、3 操業区域に係る管理者等の同意及び許可等を得ている者とします。

これは、秋田港湾区域内へ洋上風力発電が建設されたことによる、ハタハタの来遊状況をモニタリングするための操業となり、洋上風力発電事業者からの依頼を受けて実施することとしています。

下の段は、漁業種類の名称は建網漁業になります。水産動植物の種類はハタハタ、操業区域は能代市沿岸、漁業時期は令和5年11月25日から令和6年1月10日まで、推進機関の馬力数は定めなし、船舶の総トン数は5トン未満で、これまでの試験操業の制限措置と同じ内容です。

許可すべき漁業者の数は6、漁業を営む者の資格は、1 能代市に住所を有する者、2 秋田県に漁船登録を有する総トン数5トン未満の船舶の所有者又は使用者、3 操業区域に係る管理者等の同意及び許可等を得ている者とします。

これは、能代港湾区域内の火力発電所稼働に伴う、ハタハタの来遊状況をモニタリングするための操業となり、電力会社からの同意を得て実施することとしています。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間は、令和5年9月22日から同年10月23日までとします。

この告示に係る許可又は起業の認可の有効期間は、令和6年1月15日までとします。

資料3 ページ以降に、令和4年度の試験操業指令書の見本がございます。指令書に記載の条件を付して許可することとしたいので、ご協議よろしくお願いいたします。

○加藤議長

試験操業についての説明でしたが、ご質問等がありますでしょうか。

○委員

(発言なし)

○加藤議長

よろしいですね。それでは、事務局から答申案をお願いします。

○事務局（保坂）

(答申案の読み上げ)

○加藤議長

ただいまの事務局の答申案でよろしいでしょうか。

○委員

(「はい」の声)

○加藤議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題5：秋田海区漁業調整委員会指示（大增川河口域におけるさけ採捕の制限）について (協議)

○加藤議長

それでは次に移ります。議題5について事務局から説明をお願いします。

○事務局（高橋）

大增川河口での委員会指示は、平成20年から発動いただき、大增川河口での遡上するサケ親魚の保護を図ってきたところです。

「河口域での県職員による巡回」に関する資料をご覧ください。昨年は10月5日に現地に指示看板を設置しました。県の取締職員が延べ11回巡回を行いました。遊漁者は確認しなかったとのことでした。

続きまして「河口域でのふ化場職員による調査」については、昨年は河口域にかえし針の付いたルアーが散見され、警察による巡回が強化されましたが、現場で密漁者の確認はされなかったとのことでした。

続いて「野村川ふ化場におけるさけ親魚採捕数及び稚魚放流数の推移」をご覧ください。現在、野村川ふ化場での採卵親魚は全て大增川に遡上したサケを用いており、昨年は、10月中旬から11月下旬にかけて親魚を7,312尾捕獲し、376万尾の稚魚を放流しております。

昨年の親魚捕獲数は、前年と比較すると約8割増加しており、平成22年から令和3年までの12年の平年値と比較しても8割増となっております。稚魚放流数については前年と同程度、平年より約1割増加しております。

なお、本州日本海側におきましても、昨年の親魚捕獲数は前年比の2割増となっております。

次に、委員会指示の案文をご覧ください。昨年と同様、大增川河口中央から半径200メートル以内の海域を禁止区域とし、告示の日から令和5年12月31日までサケ採捕を禁

止する内容となっております。

河川内に入ったサケは、水産資源保護法及び秋田県漁業調整規則で、増殖のための特別採捕許可がなければ採捕が禁止されておりますが、海面の河口域についても、昨年度と同様に委員会指示を発動し、親ザケの保護を図りたいという主旨となっております。

説明は以上です。ご協議よろしくお願いいたします。

○加藤議長

ただいまの説明についてご質問等がありますでしょうか。

去年は親魚の数がかかなり増えたようですね。

○事務局（高橋）

日本海側においても昨年の親魚の数は多かったのですが、サケの研究をしている水産研究・教育機構からは、その要因は特に説明されておられません。令和3年が極端に少なかった要因については、春から夏にかけての水温が一気に上がったことがサケ稚魚の生残に悪影響を及ぼしていたと考えられると説明されております。

○杉本委員

委員会指示の内容についてはではありませんが、サケに関してよろしいでしょうか。今年の8月頃、県からサケの刺し網を認めるかどうかという話が出ていましたが、その話はなくなったという認識でよろしいですか。

○事務局（保坂）

サケの刺し網については、漁業権の一斉切替えにあたり、サケの刺し網漁業を漁業権の内容漁業として入れて欲しいとの要望がありました。しかし、定置網漁業で取り組んでいる網上げや、ふ化放流のための親魚確保への影響が非常に大きいと考えられることから、漁業権の内容漁業として入れないこととしました。山形県においては今回の一斉切替えでサケの刺し網漁業が漁業権の内容漁業に追加されており、一部の漁業者から秋田県でも入れて欲しいと要望する声はあります。

繰り返しになりますが、当県では漁業権の内容漁業としても、知事許可漁業としてもサケの刺し網は現時点で認めておりません。

○加藤議長

要望はあったけれども認められていないという説明でしたが、いかがですか。

○杉本委員

地元に戻って話をしたときに、建網をやっている漁業者から大変だと声が上がったので確認したところ。

○加藤議長

反対の声があったことは県は把握していましたか。

○事務局（保坂）

男鹿北部の定置網漁業者から、漁協を通じて反対の意見が寄せられておりました。

サケ刺し網漁業については北部地区からの要望でしたので、北部地区説明会において、反対の声も含め、先ほどお話しした理由から漁業権の内容漁業として入れることは難し

いと説明させていただいております。

○加藤議長

今後も色々な話し合いの場で協議していただくことになろうかと思えます。杉本委員、よろしいでしょうか。

○杉本委員

はい。

○加藤議長

委員会指示を昨年までと同じ内容で発動することについてはよろしいでしょうか。

○委員

(「はい」の声)

○加藤議長

それでは次に移ります。

議題6：令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議における資料（令和6年度要望）について（協議）

○加藤議長

議題6について事務局から説明をお願いします。

○事務局（奥山）

事務局長挨拶にもありましたが、来る10月12日に山口県下関市で全漁調連日本海ブロック会議が開催され、会長と事務局から私が出席する予定です。その会議の際に提出する令和6年度の要望事項について、ご協議をお願いするものです。

当海区からは昨年度に引き続き太平洋クロマグロの資源管理について要望したいと考えており、見え消しで案を作成しましたのでご覧ください。

中段に、遊漁者も含めた取組ということで、広域漁業調整委員会指示について記載しています。新潟・山形・秋田3海区連絡協議会でも話題となりましたが、遊漁者の採捕規制に関する周知及び管理体制を国において整える必要があると考えております。国ではウェブやSNSによる規制の周知を行っていますが、指示発動から規制開始までの期間が非常に短い場合もあり、確実な周知方法の検討を要望する主旨でございます。

次に、漁獲枠の拡大については、令和4管理年度から大型魚の漁獲枠が15%拡大されましたが、漁獲枠は十分と言えず、また資源は増えてきているとの国際評価機関の報告もありますので、さらなる枠の拡大が認められるよう関係国との調整を引き続き要望する内容とします。

漁獲枠の融通については、漁獲盛期が管理年度の後半になる都道府県は譲渡される機会が多く、同様に盛期が前半に来る都道府県は譲渡する機会が多いという現象が生じています。漁獲盛期が管理年度の前半に来る都道府県は、実質的には譲渡することはあってもされることはないため制度上不利な状況にあることを新たに記載しました。

管理年度は4月から翌年3月の1年間ですが、本県の場合、1月から3月はほ

とんど漁ができず、翌管理年度に繰越できる部分はあるものの、消化できない枠は譲渡することとなるため、都道府県間の融通について不公平が生じないように、管理期間の見直しを要望したいと考えております。

説明は以上です。ご協議よろしく申し上げます。

○加藤議長

今年度、秋田海区からは太平洋クロマグロの資源管理について要望しており、事務局から令和6年度も継続的に要望してはどうかという提案がありました。

また、委員の皆様から他に提出してはどうかと思われる要望がございましたら、お伺いしたいと思います。

先に事務局案について、特に都道府県間の譲渡についてはご意見もあろうと思いますが、いかがですか。

○工藤委員

北部地区では12月末で漁を終えます。管理期間は6月までではありませんでしたか。

○事務局（奥山）

現在の都道府県の管理年度は4月から翌年3月までとなっています。

海洋環境の変化によって状況が変わる場合もあるかもしれませんが、現時点で1月から3月に漁獲される見通しのない本県にあっては譲渡するばかりとなっています。

日本海ブロックには1月から3月に漁獲実績のある県も含まれるため、要望事項を日本海ブロックとして集約するとどのような記載になるかは分かりませんが、当海区からは管理期間の見直しを主張していきたいと考えています。

なお、大臣管理区分は1月から12月までの管理期間となっており、管理期間にずれがあることで大臣管理区分と都道府県との融通の可能性もありますが、大臣管理区分は隻数が少なく、その中でうまく消化されていて融通には期待が持てないと感じています。

資料7-2に今年度の要望活動結果がございますので参考にご覧ください。

○伊藤委員

譲渡した場合、実績に加算されるのですか。

○事務局（高橋）

消化率が上がりますが、実績には加算されません。また、譲渡したトン数が、翌管理年度の枠にそのままはね返るわけではありません。

○工藤委員

県内で消化できれば良いが、1月以降の時化の中では何日も出航できず、どうしても余ってしまう状況。枠を残すよりは譲渡して、翌管理年度に同程度の枠が配分されるのであれば良しと考えます。

○加藤議長

譲渡するメリットができるだけ増えるような方法を考える必要があると思います。

管理方法・期間の見直しを含め、継続的に要望していくということによろしいでしょうか。

○工藤委員

はい。

○加藤議長

他に要望したい事項がなければ、事務局案を当海区からの要望事項として上げたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員

(「はい」の声)

○加藤議長

それでは次に移ります。

議題7：その他

①知事許可漁業の一斉更新について（報告）

○加藤議長

その他の①について事務局から説明をお願いします。

○事務局（保坂）

知事許可漁業の一斉更新に係る現地説明会におきましては、委員の皆様にはお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

8月18日に県北部、22日に男鹿南部と男鹿北部、29日に県南部地区で開催し、各地区において、漁業者から非常に熱い意見をいただいたところです。資料7-1に、地区別に要望と説明会での意見を集約し、水産漁港課からの回答をまとめておりますので報告いたします。

要望に対する水産漁港課回答の欄は、○は対応が可能なもの、×は現時点では対応できないもの、▲は関係する漁業との調整が必要な内容としています。このうち○と▲について、簡単に説明します。

まず北部地区ですが、あまだい漕ぎ刺し網漁業の要望2件について説明します。

1件目の要望は、現在の漁業時期が5月1日から10月31日までとなっているところ、15日後ろにずらして、5月15日から11月15日にしてほしいというものです。この要望については、男鹿北部、男鹿南部からも同じ要望が出ております。時期の変更にあたっては、特に漁場が重なる底びき網漁業との調整を行っているところです。

2件目は、操業開始時間を早めてほしいとの要望です。操業時間の延長は資源への影響や、夜間操業による安全性にも問題がありますが、要望の主旨としては夏場の漁獲物の鮮度保持や省力化等を目的としていることから、底びき網漁業が休漁している7、8月に限定し、30分以内の前倒しが可能か検討しているところです。

次に男鹿北部です。あまだい漕ぎ刺し網漁業で3件の要望があり、先ほどと同じ15日後ろにずらしてほしい、操業開始時間を早めてほしいというものについては、北部地区と同様に調整を行っているところです。

3件目は水深が浅いところでの操業をしたいというものです。現行は水深70mからの

ところを、底びき網漁業が休漁中の7, 8月限定で65~95mとしたいということです。男鹿半島周辺では共同漁業権の漁場と重複しますが、7, 8月は問題ないとの意見でした。一方、男鹿南部、県南部では水深95mまでの制限を撤廃し、100mまでの深い方への拡大を要望しております。なお、県北部地区へ聴き取りをしたところ、浅い方への拡大には賛成すると聞いており、男鹿の加茂青砂と門前地区の境を境界として、操業区域を区分することができないか検討しております。

この7, 8月の水深制限は、30年ほど前にカレイ類の混獲を防ぐため、底びき網漁業者との調整により追加されたものです。最近では、カレイ類の混獲が20%以下とほとんどないため、制限の撤廃が可能か調整を行っているところです。

次はたら刺し網漁業の要望です。男鹿北部地区では、操業時期が1月25日から3月31日までとなっているところですが、今年の1月に試験操業にて10日前倒して1月15日からの操業を行いました。これを本許可に適用してほしいとの要望ですが、1月は時化が多いため、10日の前倒しでは操業できない日が多いため、試験操業にて開始をさらに前倒して行いたいとの意見が説明会で出されましたので、底びき網漁業者等と調整をしているところです。また、使用する網について、900m 1刺のところ450m 2刺にしてほしいと説明会で意見があり、地区内での同意を得ましたので、この条件については改正することとしています。

たこつぼ漁業については、男鹿北部地区では区域を限定して試験操業を行っており、これを本許可にしてほしいとの要望です。本許可に移行するためには、複数の漁業者が操業できるかといった検証も必要であるため、操業時期を2か月から3か月に延長して、漁業者2名での試験操業を継続することとしています。

3ページは、県南部地区です。サラガイを対象とした貝桁網の試験操業をしたいとの要望ですが、現行の制限措置・条件の中で実施することが可能ですので、本許可での募集を予定しております。

あまだい漕ぎ刺し網漁業の要望は3件ありました。県南部では西目と平沢の境界から金浦と象潟の境界までの区域は、底びき網漁業との競合がほとんどない区域であり、この区域のみ6月1日から11月30日までの操業時期となっております。1件目の要望はこの区域で12月まで操業したいというものです。底びき網漁業は、11月1日~12月末まで3マイル沖まで操業できるため、一部漁場が重複することから調整が必要であり、さらに資源への影響を考慮し、単純に期間を延長するのではなく、開始時期を遅らせることも含めて検討しています。また、区域拡大の要望もありましたが、漁業調整上の問題、資源への影響も考慮し、期間のみの調整を検討しています。

2件目は、7, 8月は水深95mまでの制限となっているところ、制限を撤廃し100mまで操業できるようにしてほしいとの要望です。この制限は撤廃する方向で調整しているところです。

3件目は、新規許可を希望する漁業者がいる一方、既存の漁業者との調整が調っていないという課題です。調整が調わないまま許可をすることでトラブルのおそれがあるこ

とから、引き続き地区内で調整を図っていただくこととしています。ただし、許可を受けていても長年にわたり実績のない漁業者もいますので、公示にて募集した数を上回る申請があった場合は、許可の基準に基づいた優先順位により、意欲ある新規漁業者が許可を受けられる可能性があります。

最後に男鹿南部地区です。前回の委員会で配付した資料に追加した要望があります。

いしがれい刺し網漁業は天王地区の漁業者に許可をしている漁業ですが、操業時期と時間の延長の要望がありました。現行の操業時間は、日の出から正午までとなっておりますが、この時間制限は他の固定式刺し網漁業では撤廃されておりますので、いしがれい刺し網漁業においても、時間制限を撤廃することとしています。なお、操業時期は延長せず、現行のままとします。

えびつぶかご漁業は、かご数の増加の要望です。引き続き、期間や区域を限定することはできないか等、調整することとしています。

べにずわいがにかご漁業の要望は、要望者は現在使用している船舶の老朽化により代船を検討しており、増トン希望するというものです。現行は総トン数100トン未満となっておりますが、100トン未満の中古船が見つからないとのことでの要望です。

まだ代船として検討している船舶の目途が付いていないとのことであり、今後候補とする船舶があった場合、具体的に検討することとしています。なお、近隣県の状況ですが、青森県は100トン未満、山形県、新潟県は150トン未満となっております。特に本県と青森県のべにずわいがにかご漁業の操業区域は隣接していることから、改正にあたっては県境や資源管理の観点からも引き続き調整をすることとしています。

最後はあまだい漕ぎ刺し網漁業です。他の地区でも要望があった、操業時期の変更、7、8月の水深制限の撤廃の要望であり、関係漁業や地区と調整をしているところです。

知事許可漁業の一斉更新に係る説明会の概要については以上です。引き続き関係者と調整を進めてまいります。進捗状況について今後の委員会で報告する他、調整のついたものは制限措置の改正についてご審議いただく予定です。よろしく申し上げます。

○加藤議長

ただいまの説明についてご質問等がありますでしょうか。

○委員

(発言なし)

○加藤議長

よろしければ次に進みます。

②その他

○加藤議長

委員の皆様から何かありますでしょうか。

○委員

(発言なし)

○加藤議長

事務局からは何かありますでしょうか。

○事務局（保坂）

毎回、洋上風力発電関係について報告させていただいておりますが、今回は事業の進捗については特に新しい情報はございません。以上です。

○加藤議長

わかりました。

8 閉会

○加藤議長

他になければ、これで第22期第16回秋田海区漁業調整委員会を終了します。

終了